

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第57回 議事録

1 日時：平成21年7月6日（月）

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井
亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、襟川 恵子、華頂 尚隆、河
村 真紀子、椎名 和夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田辺 俊行、
田村 和人、長田 三紀、生野 秀年、福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴、
三尾 美枝子（以上24名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、岩浪 剛太（インフォシティ）、大山 永昭（東
京大学 教授）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、中
村 秀治（三菱総合研究所）、西谷 清（ソニー株式会社）、元橋 圭哉（日
本放送協会）

（3）事務局

小笠原コンテンツ振興課長

（4）総務省

山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、阪本官房審議官、吉田地上放送課長、
武田衛星放送課長

4 議事

（1）中間答申（案）について

【村井主査】 それでは、ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の
促進等に関する検討委員会の57回の会合を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
欠席された委員、それからご出席いただいているオブザーバーの皆様の一覧に関しま
しては、いつものように席上配付の資料をご参照ください。

前回、中間答申に関する骨子全体についてご審議いただき、中間答申の本文案もご
覧いただいた状況ですので、今日はその答申本文案の全体像と骨子を取りまとめてい

ただき、今日の午後に開催される政策部会でお諮りしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から資料の確認と、アップデートされた資料のご説明をお願いします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、本日の資料は、資料1で骨子。これは前のご意見を踏まえて修正しております、資料2でお配りいたしました本文の方にも可能な限り反映させていただきました。非常に短期間で貴重なご意見様々いただきまして、誠にありがとうございました。

ただ、資料2につきまして、若干字句のミスや内容の重複、順序等について貴重なご意見をいろいろいただいておりますが、必ずしも十分に反映しきれていないところがございます。そのところにつきましては、逐次急いで作業を行ってまいりたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

それでは、骨子につきまして、前のご意見を踏まえて修正したところを中心として、ご説明させていただきます。

まずは12ページ、「契約」の①のところでございます。ライセンス管理機関については、独禁法等関係諸法令との関係で問題となることもあり得るので、その点について、そういった抵触が起こらないようにというところは少なくとも明記しておくべきではないかというご指摘をいただきました。そこで、「ライセンス発行・管理機関については」ということで、「基幹放送に係る公共的な業務に関わることにかんがみ」、これは何度もこの委員会でご指摘いただいたところでございますが、「組織・運営上の透明性が確保されることが重要」と。それで、「独禁法等関係諸法令の遵守や、非営利性の確保等に配慮した運営が必要。」というところで、趣旨を明記させていただきます。

それから、併せまして、本文の方17ページでございます。独禁法関係について、国会審議で何度かこの件についてご指摘をいただいたところであり、この場でもご報告させていただいておりますが、いくつか質疑を拾った中に、公正取引委員会の関係のやりとりを入れさせていただきました。質疑として、B-CAS社について、ライセンス機関ではございますが、公正な取引に関して疑義があることについてどうかということについて、公正取引委員会の答弁として、一般論としてということではあります。カード発行会社が1社だけということ自体が独占禁止法上問題となるものではないという答弁。それから、ただし、新規参入を阻害するというような声がある場合には問題が生ずることとなるというような答弁を、公正取引委員会からもされてい

るところもありまして、参考までにその件についても記載させていただきました。

いずれにしても、こういった趣旨を踏まえて、こういったライセンス発行・管理機関については、独禁法をはじめとするいろいろな諸法令のコンプライアンス遵守が当然に求められるといったことを踏まえて、きちんと運営していくべきではないかといったことを明記させていただきました。

それから、この前に若干申し上げました、骨子のところの「技術」の⑧のところでございます。これまでデジタル放送につきましては、「デジタル放送に係る諸法令やルールとの整合性がとれた方式」と書かせていただきまして、これから新方式について、技術、それから運用規定を考えていただく際、当然ながら、これまでもデジタル放送については、電波法、放送法、関連の省令などの諸規定、あるいは規制改革推進のための3カ年計画等も——これは閣議決定でございますが、その中で、例えばデジタル放送に関連した部分については、受信確認メッセージの活用の検討も含まれているわけでございます。それから、ARIBやDpaといった機関が策定、公表している標準方式、こういった公のところで定められた法令やルールについては、引き続き遵守して、規格あるいは運用規定の策定に当たっていただければということに記載しているわけでございます。

それから、13ページでございます。再三にわたりご指摘いただきました、④の目標時期のところでございます。冒頭、「以下の1)、2)について」ということで、「年内を目途に」ということで目標時期を明記させていただきました。したがって、下の箱でいいますと、大きく言えば、「技術方式・運用規定の策定」という箱、それから、ライセンス発行・管理機関の設置ということ。ここのおおむねの目標時期を、「年内を目途に」とさせていただいたところでございます。

この「技術方式・運用規定の策定」の箱につきましては、1)で、「ARIBにおいて、新方式に関する標準規格を」、それで、「本中間答申が提言する前提に沿って見直す」と書きましたのは、前のページに、今ご説明した「技術」と「契約」について、配慮していただきたい事項を書いたわけでございますが、そのところについて、そういった前提で見直していただくということ、及びDpaにおいてその技術方式に沿った運用規定の策定、この2つをお願いしたいということが1点目であります。

それから、「放送事業者等関係者において」というところについて3つほど。まずは、こういった技術方式・運用規定を踏まえて、契約条件を策定していただくと。それから、その契約のところが明確になった後、そのもとの、「受信機の製造・販売の

可能性について、受信機メーカー等に対して意見を求める」と。「その結果を踏まえた上で、『ライセンス発行・管理機関』の設置に取り組む」ということとさせていただきます。これが、この「ライセンス発行・管理機関の設置」という箱に当たるわけですが、これについても、年内を目途にということと目標時期を明記させていただきました。

それから、「放送事業者等関係者」ということについて、若干のクラリファイが要るのではないかというご指摘につきまして、資料2の答申案30ページをお開きいただければと思います。30ページの下から六、七行目のところ、「放送事業者等関係者」に※印を付けまして、31ページの冒頭の※印でその中身を明記させていただきました。従来からもご議論ありましたとおり、業務の公共性という観点で、このライセンス発行・管理機関には中立性、透明性が求められると。したがって、それに取り組む関係者とはだれかということについては、「可能な限り幅広い者の参加が得られることが望ましい」と。ここには「放送事業者等」と書いてありますが、放送事業者のほか、例えば権利者団体などコンテンツ保護にかかわる事業者の団体の方々、エンフォースメントにかかわる技術、あるいは諸法令といったことに関する有識者の方々、あるいは、「消費者」と書いてありますが、当然ながら、この委員会を構成しておられる視聴者、消費者の方々を含めて、そういった方々が考えられるというふうにして、その例示を明記させていただいたところとさせていただきます。

それから、④の下、今度は⑥でございますが、これは新たに追加させていただきました。⑥の冒頭に書きましたように、前回のご意見で、いろいろ作業を進めていくに当たって、放送局送信設備の改修、あるいは受信機の開発・製造も、いずれにしても時間がかかる。したがって、そういった様々な検討課題がこれからはあらわれてくるであろうということで、「様々な検討課題が存在。」と書かせていただきました。

ただし、この審議会としては、こういった作業がどう進捗していくか、その進捗に当たってどのような課題が出てくるかといったことを、関係者の方々、例えばARI B、D p a、放送事業者等——そのお願いの名宛人ということで明確にしているわけとさせていただきます——そういった方々に説明をお願いし、それに応じて作業の加速・推進のために何をすればよいか。あるいは、もし課題があってもなかなか作業を進めることが難しいという問題があるのであれば、それが明らかになった時点で、その解決策について検討いただきたいと。それから、前回ご指摘ありましたとおり、何よりもこれからご理解をいただけていかなければならない「視聴者等関係者の意見を求める機会を十分に確保しつつ、所要の審議を行っていく」というふうにいたしました。

当然ながら、これからいろいろ課題があり、まだ議論していかななくてはならないものもあるかもしれない。そういったことについては、この委員会の場で十分に情報を共有し、そして、その情報共有の過程で明確になるような課題があるのであれば、視聴者の参加を得て、この場で所要の審議を行っていくというふうに、この場の皆さんで知恵を出し合って考えていくということ。そこのところの趣旨を明記させていただきました。本文31ページの最後の部分にそれをほぼそのまま書いてあります。

なぜこういうことになるかという、すぐ上の「そして」以下のところで書いてあります。これは審議の過程でも再三ご指摘いただいたわけではありますが、地上デジタル放送が国内のほぼすべての世帯の視聴者に影響を及ぼすことである以上は、こういった作業プロセス、進捗状況、課題や検討状況について、視聴者と情報を共有し、情報を開示していくこと。そして、その理解と協力を得て作業を進めていくことが不可欠であること。こういった観点から、いちばん下に書いてありますとおり、「当審議会の構成員を含めた視聴者等関係者の意見を求める機会を十分に確保しつつ、適時、所要の審議を行っていく」というところを明記させていただいたところでございます。

したがいまして、前回随分ご指摘いただきました「時期」につきましては、この骨子の13ページ①にありますとおり、この新たな方式については、2011年7月24日の全面移行の時期までに可能な限り早期に運用開始ということ念頭に置き、具体的な作業のステップとして、技術方式・運用規定の策定、ライセンス発行・管理機関の設置ということについては年内を目途ということで、それを目標値として作業をお願いする、ということが提言の内容になっております。

以上が、エンフォースメントにかかわるご議論でございます。

本文中、これまでのご議論を反映した部分でございますが、18ページ以下のエンフォースメントの改善のあり方の検討というところ。そこで、これまでのご議論の経緯を、21ページの(2)以下、数ページを費やして記載しております。この部分については、作業がまだ不十分なところがありまして、重複、順序等についてご指摘をいただいておりますので、それを急ぎ修正作業をしたいと思っております。

それから19ページに、選択肢のまとめの表を載せさせていただきました。左側のところ、「技術開示方式」というふうに前回から修正させていただきました。こちらで何度もご指摘をいただいたとおり、「技術開示」ということがこの新たな方式の性格を端的にあらわすものであって、実際開示された仕様をソフトウェアという形にして取り扱うか、あるいはチップという形状にして取り扱うか等は商品企画の自由とい

うことで、あくまでこの新方式の特徴を端的にあらわす名称とした方が誤解がなくわかりやすいのではないかというご指摘もありまして、修正させていただきました。

エンフォースメントにつきましては、以上のようなところでございます。

次に、取引市場の関係でございます。まず、骨子の33ページをごらんいただければと思います。前回ご指摘いただきました、番組製作者との関係の部分、33ページの箱の下でございます。2月25日に公表させていただいた取引適正化に関するガイドラインについて、現在それに関する周知を進めているところです。前回いただいたご意見の中で、33ページのいちばん下に記載をさせていただきましたが、放送コンテンツの製作取引の適正化のためのルールを関係者に徹底し、製作者に適正な対価が支払われていくような環境にすることが、対価の還元の有効な施策の一つではないかと。したがって、今周知広報に努めているガイドラインについても明記すべきではないかというご意見をいただきました。それで、放送コンテンツの製作取引適正化のガイドラインのルールの周知、それから、実際の取引状況のフォローアップ等を実施して、公正かつ適正な製作取引を促進するというを追記させていただきました。

それから、もう1点。34ページの(4)で、前回いくつか、今後のこととしてご意見をいただきました。すなわち、これまでダビング10にせよ、今回の問題にせよ、お考えの異なる方々の調整についてこの委員会においてご審議いただいてまいりました。さらに進んで、世界に求められるコンテンツの姿、それをどう流通させれば収益が上がるのか、具体的にどうマーケットが広がっていくのか、そういった戦略やビジョンについての議論が足りなかったのではないかと。あるいは、コンテンツ流通の課題として、権利処理に随分焦点が当たってきたことは事実でございますが、映像コンテンツ処理機構といったような権利者団体の設立も加えて、そういったことだけにフォーカスしていく段階はもう終わったのではないかと。そもそもネットによる収益性はどうすれば向上するのか、というような本質的な問題に議論を移していく必要があるのではないかとといったご指摘をいただきました。

そこで、今後の課題の一つということで、例えば個人のクリエイターの持つ創造性をどうやって生かしていくか、あるいは、IPTV、サイネージ、そういった新たなプラットフォームをどう使っていくか。そういったものを使ってどのように収益を上げていけば未来が開けているのか等、将来の市場の展望を含めまして、コンテンツ・ビジネスに関する総合的なビジョンと戦略を議論の課題として意識していく必要があるのではないかと。そういったことで、「コンテンツ・ビジネスの将来展望に関する検

討推進」ということで、追加させていただいたところでございます。

これにつきましても、42ページから数ページにわたりまして、この委員会でいただいたご議論について、かなり詳細に拾わせていただいております。いくつか非常に前向きな、貴重なご指摘をいただいておりますので、こういったところについては、今引き続き修正の作業をしているところでございます。

ということで、簡単ではございますが、以上のとおり、骨子案をこの前ご議論いただいたところを踏まえて修正させていただきました。それから、本文につきましても、同様にご意見を可能な限り反映するという形で作成させていただきました。

前回のご議論を踏まえた骨子の修正、本文の関連部分、以上のとおりでございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

今ご説明があったように、資料1と2、すなわち、中間答申骨子案と中間答申本文案です。冒頭で申し上げましたように、今日の午後に私からこれらの資料を使って政策部会でご説明させていただくために、前回のご意見を入れるように修正した内容をご説明いただきました。

取引市場の関係、エンフォースメントの関係と2部構成になっておりますので、今日はご意見があればそのご意見ごとに伺いたいと思います。前回の委員会においても、特にエンフォースメントに関して技術検討ワーキンググループでの様々な検討内容についてご説明が求められる場面もありました。もしそういう内容のご質問が出ましたら、後で技術検討ワーキンググループの参加者の方、あるいは私も含めまして、コメントをしつつ、確認していきます。

というわけで、今日はご指名いたしませんですが、どなたかご意見、ご質問がございましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

【石橋委員】 特段ここで申し上げるべきことではないとは思いますが、今回の新しいエンフォースメントの導入に当たっては、ケーブルテレビ側も一定の設備投資というような必要性もございます。我々としても、基本的にはそういうものはやっていかなくてもならないと思っておりますが、内容がまだ全然わかっていませんので、これから先ほど申されたような作業が進んでいく過程において、できるだけ我々の関係する部分については教えていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、一方で、地デジのみサービスの導入やデジ・アナ変換など、ケーブル事業者側でもいろいろやらないといけないことがありまして、必ずしも歓迎すべきということでない部分もございます。そういう中で、今回こういうものをまた新た

にやっていくことになりますので、ケーブル事業者にもなるべく早く覚悟をしてもらって、そのつもりで進んでもらう必要がございますので、その点、ぜひご配慮いただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、いろいろな統計を見ても、ケーブルを通じて地デジを視聴されている方はたくさんいらっしゃいます。今回の話がそういった方々にどう関係があるのかということ、いろいろな形で精査し、コミュニケーションの場を確立することはとても大事です。どうもありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。高橋さん。

【高橋委員】 ご質問させていただきます。

資料の12ページの「基本的な考え方」の「技術」の⑧に、「以下のような、デジタル放送に係る諸法令やルールとの整合性がとれた方式」と書いてあります。そして、1つ目のポツのところに閣議決定のことが書いてあるんですが、閣議決定した後、この受信確認メッセージをどういうふうにしようというふうにごどこで検討され、今回、これはどういう扱いになるかを教えていただきたいと思います。

【村井主査】 この受信確認メッセージの件は、技術検討ワーキンググループの中で検討されていた話でこの部分に入っていますので、まず私からその時の議論の内容をご説明して、必要であれば専門家の方に補足していただきたいと思います。

当該のこの受信確認メッセージの規定が記載されている部分は、この規定だけ言及しているのではなくいくつかの関連諸規定も考慮しなければならないものとして含まれているかと思います。それらの規定の中に、地デジの普及に関してこうしようということが記載されております。実は、受信確認メッセージだけここに出してほしいと、技術検討ワーキンググループでご指摘いただいて、これが出ているわけです。

その時、私が関係者からご説明を受けたことをお話しします。この受信確認メッセージのメカニズム自体は、ご存じのように、今のB-CASその他のエンフォースメントのメカニズムの中に、受信確認メッセージ表示の制御ができるというポテンシャルの機能が受信機内に含まれております。専門家の方に後で補足していただきたいと思いますが、私の現在の理解が正しければ、現在B-CASは3波、つまり、有料波、BS等と共用の赤いB-CASカードと、地上波専用の青いB-CASカードがあり、その中で、地上波用の青いB-CASカードで受信確認メッセージの機能を実際に使うという運用はされていないと私は伺っております。

しかしながら、この受信確認メッセージについては、いろいろな確認、つまり画面

の中に受信確認のメッセージが出るということですが、どうやって実装されるのかということ、その使い方や運用に関しては、また別途決まるのだと思います。このエンフォースメントという仕組みは、スクランブルの放送をして、受信機が、特にコンテンツ保護の約束をどのように果たすのかを考えるために、このメカニズムが入っていると理解しておりますので、このメカニズムが含まれていくという部分に関しましては、そういった仕様をそのまま継続するのがいいだろうと考えます。

一方では、受信確認メッセージがどのように運用されていくのかは、特に地上波専用の青いB-CASカードでは使われた実績がないと私は理解しておりますが、その時に、どういう目的の運用でこの機能が使えるのか、使えないのかの議論は、例えば地上デジタルの受信機を作るときに、別途、この国の中で決められているポリシーに従った他のデジタル放送に関する様々な標準のルールなどの部分を組み込んで作るということは、この委員会とは別のところ、いわば今までと同様の部分があります。そういう意味で、諸法令やルールとの整合性をとるという認識をこの答申案の中に入れ、特に、閣議の中でどの部分が技術的にきちんとつくる部分なのかということを中心に明記していただきたいとお願いしましたために、ここに表記することになりました。

こういったいろいろなプロセスが並行して決まっていた時に、今ご質問いただいたようなことが、実は私たちもあまりわかっておらず、どういう理由でどこに入れてあるのかを考える中で、先ほどご説明していただいたように今後いろいろな運用を行っていったり、この13ページのようなプロセスで今後進んで参ります。前回、「関係者等」というのはどういう人たちですかというご指摘がありましたので、技術検討ワーキンググループとしても、それぞれの参加者の方々がきちんと理解できるような形で透明に表現していく状況が必要です。あるいは、この委員会も含めまして、今度は運用に関してどのようになるのか、契約に対してどうするかという際に、それをきちんとこういう場でオープンに議論できることが大事であろうという視点からも、この⑧の部分の部分を少し詳しく書くことを技術検討ワーキンググループで相談したという経過でした。

私からの説明は以上です。どなたか補足していただける方、お願いいたします。よろしいでしょうか。どうぞ。

【高橋委員】 確認させていただきたいんですが、閣議決定では検討をすべきというところまでしか決まっていないので、今いろいろなところで検討しているという形であると。今回の新方式においては、B-CASが一応備えているように、新方式、チップ

なりソフトウェアでも受信確認メッセージが出せるような方式をとりましょうということのコンセンサスが、技術ワーキンググループでとられているということなのでしょうか。

【村井主査】 基本的におっしゃるとおりだと思います。この閣議決定の原文に関しましては、私よりも事務局から、その検討その他の文言の趣旨はご説明していただいた方がいいと思います。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、今の規制改革会議の該当部分でございます。

平成19年6月22日の閣議決定、規制改革3か年計画でございます。事項名としては、「公共放送のあり方の検討」という中で、措置内容につきまして、地上放送についても、公平負担の徹底を図る観点から、何らかの受信確認メッセージの実施可能性について検討するというところでございます。

それから、今ご質問のありました平成19年6月の閣議決定、その後の検討の場はどこかというところでございます。平成19年6月から、総務省におきまして、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」を開催いたしました。メンバーとしましては、事業者、当事者の方々ではなく、基本的には学識経験者、利用者、消費者の方々にご参加いただき、舟田立教大学教授を座長といたしまして、学識経験者、利用者の方々、それぞれ委員、オブザーバーという形でご参加いただいて、検討いたしました。このときは、平成20年7月4日、地上放送にも受信確認メッセージ機能を利用するというのも今後の検討課題であるというふうに、報告をいただいているところでございました。事実関係ですが、以上でございます。

【村井主査】 という内容に基づいた技術仕様の議論を、技術検討ワーキンググループの中ではいたしました。

【高橋委員】 そちらの研究会に私もオブザーバーで出たことがありますけれども、あくまでも検討課題であるということであって、結論は出ていないと。私もNHKの衛星チャンネル研と言われる会議とか、公平性の議論の会議とか、3つぐらいの会議でこのことに関連したんですけども、まだ何も決まっていないという認識を私自身は持っているんですが、今回はB-CASと同じ方式を新方式にも一応実装しようということなのかということは今確認させていただいて……。

【村井主査】 基本的には、おっしゃるとおり、検討の結果がどのようなになったとしても可能になる技術仕様にはなっているということであると思います。

【高橋委員】 そうすると、今落としておいて、新たにそうなってしまったから載せるよ

りは、一応できるような形にしておいて、仮に無料放送である地上波に受信確認メッセージはそもそも必要がないと思っている人は多いと思うんですけども、そういう決定になったら、落とすという仕組みというか、そういう対応をしようということが技術ワーキングで話し合われたのでしょうか。

【村井主査】 はい。基本的には、運用していない限り何も起こらないので、何のメッセージも出ない——これは先ほど申し上げましたが、私の理解では、現行の地上波専用の青いB-CASカードの時も全く同じです。インプリメンテーションしてありますが、それが起動されることはないという歴史があり、今後の検討は今後の検討なので、それがどうなった時でも対応可能です。今おっしゃったように、もしその検討の結果いかんで、すべての受信機を改変しなければいけないということになりますと、そこに新たなコストが生じますので、そういうことがないように、運用の意思決定のポリシーが決まれば、そのことを受けとめられる技術基盤は用意しておくという話だったと思います。

【高橋委員】 長くなって恐縮です。最後の確認なんですけれども、そうしますと、年内にといったところは、今申し上げたように、受信確認メッセージが出る形でやっていると。そうすると、新たなソフトウェア等の開発において、これを入れることで、何かコストとか、あるいは時期がおくれるとか、そういう負担が発生するのかということの疑問があります。

それから、これを入れることで何らか公正な競争が阻害されることがあって、消費者利益が損なわれるようなことがないのかどうか、これだけ確認させてください。

【村井主査】 これも専門家に補足をしていただきたいと思います。まず、基本的には技術検討ワーキンググループで話されたこと、それから、そういった今の運用に関することと技術の設計のことを分けて考えたとすると、1番目の質問、つまり、現行でその機能を含ませていますので、受信機とトランディションをするということで、新たな開発等々が生じないということから、そのことに対する特別な工程などの負担はないと思います。

それから、今の高橋さんのおっしゃり方、つまり、決してメッセージを出すことが決まったのではなくて、そのメッセージを出す機能が中のロジックに入っているかどうかでして、それをどのように運用するかは全く別のロジックになります。

したがいまして、何度も繰り返しますが、今は受信確認メッセージを表示するという機能は使われておりません。エクストラコストがかかるとは技術検討グループでは

考えてはおりません。あと、ごめんなさい、2つ目のご質問は、何でしたか。

【高橋委員】 それによって、私は技術のことはよくわかりませんが、公正な競争が制限されて、消費者利益が阻害されたり……。

【村井主査】 消費者についてですね。私は、地上放送の公正な受信に関するポリシーと、別の場所で議論されているような公平な負担に対する政策議論といたしますか、そういう部分も全く独立した問題だと思っております。つまり、そこに何かのバイアスをかけるといふ技術ではないということを確認して、検討ワーキンググループの中でこの文言を入れたとご理解いただいていると思います。

さて、よろしいでしょうか。どうぞ、福田さん。別の件でも結構でございます。

【福田委員】 別の件ですが、エンフォースメントの方で一、二申し上げたいと思っております。課題整理をしていただきましたので、この課題整理については、関係者の皆さんが協同で取り組んでいただけるという認識を持っておりますし、さらに、想定を超えるものはこれから出てこないとも限りません。そのことについては、今、事務局からその都度解決をしていくということについても確認されていると思っておりますので、いわゆる中間答申を超えるものが言外にあるということについて理解しておりますので、ぜひようになっていただきたいと思います。

それから2点目は、④の1)、2)で、年内にとかいうことがありましたけれども、これは結局は、2011年7月よりも可能な限り早い実現を目指すということのために設定されてありますので、あくまで目標としては、いろいろな効果を考えますと、2011年の7月24日のデジタル放送への完全移行の円滑さを担保する上でもメリットがあるのではないかということであろうと思っておりますので、書かれていない日付の方も非常に大事ではないかと思っております。

それから、先ほどの骨子の12ページであります。これまでも、秘密が漏れる可能性があるということ前提なので、それを補完することも大事ではないかということは、前回の会議でも申し上げたとおりであります。今回は、12ページの「契約」の欄で、②がさらに書かれておりますけれども、「漏えいする一定のリスクの存在を前提として、諸条件を検討することが必要」とあります。これは「契約」で書かれておりますので、次の13ページにおきまして、④、以下の1)、2)について年内を目途に策定を図るとありますけれども、2)のa)についてはここにおいて契約条件を策定するとあります。その一方で、さかのぼること13ページの②においては、「補完的制度の要否を含め検討を開始し、進める」というふうにあります。これは、「適

切な場で」「新方式の運用開始までに」とあります。したがって、契約とこれの補完的なものがどういう位置関係にあるということは、非常に明確にしておかなければいけないのではないかとということが1つ。

それから、「適切な場」とありますので、いわゆる民民ではないというふうに承知しておりますけれども、これについても、どういう場が相当であるかということについては早急に明示されておかれた方がよろしいのではないかと思います。

したがって、相当秘密が漏れる覚悟でやりましょうということについて、関係者の皆さんが合意した上でこの方式に取り組もうということ、先ほどご説明がありましたように、「技術開示方式」となっています以上は漏れることが当然であるという前提ですので、それをさらにどういう形で権利保護し、守っていくかということが非常に大事だと思いますので、その観点は重ね重ね申し上げておきたいと思います。

これを踏まえて我々も検討に入っていくということでもありますけれども、残るところ半年弱の間に④の1)にどこまで進めるかというのは、その都度どういう問題が発生して、どういう解決を皆さんの中で出していただけかということに尽きるだろうと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

その他、何かございますでしょうか。どうぞ、河村さん。

【河村委員】 先ほどの高橋委員の質問に関連してもう少し教えていただきたいんですけども。主査のご説明、理解はできるんです。もちろん受信確認メッセージの機能が入ったからといって、別に受信確認メッセージが出るわけでも、個人情報とともに何か管理されるということの運用が決まっているわけでも全然ないので何も起こらないというふうにおっしゃったということは理解しました。

しかし、その技術を入れることを要件にすることによって、使われないかもしれないけれども、作る方からすると、おそらくある程度技術のハードルが上がったり、シンプルさという点からいって、そうではない方向に決まったんだなというふうに解釈しています。それは私の意見です。

1点確認させていただきたいんですけども、技術方式や運用規定の策定というところで、たしか、以前に検討されていて採用されなかった過去の遺産があるから、それを利用すれば比較的早くできるというような話を伺っているわけなんですけど、その日の目を見なかったときの技術方式というものには、受信確認メッセージというものが含まれていたのかどうかということを確認させていただきませんか。

【村井主査】 まず1点目は、これも純粋に技術的な話で申し訳ないですが、例えば受信確認メッセージについては、「ここに連絡してくださいね」といって電話をし、まずは個人情報に当たる住所と電話番号を聞かれましたというようなやりとりというのは、これは非常に運用上の問題で、そのメッセージの中に何を出すかといったことでしたが、技術検討ワーキングで議論してきた受信確認メッセージにおける技術の話は、そういった一方向の、放送局から受信機に出したいメッセージがどのように出るかという表示の問題であり、これはあらゆる放送の表示の中で行われています。そのために技術的な負担が、例えば開発コストがかかるとか、開発がディレイするとか、そうしたことが起こるといことではないと私は理解しています。

つまり、戻ってくるとか、個人情報に脅威があるとか、技術的にはそういう話にはやはりなり得ないのではないかと、少なくとも受信確認メッセージだけというのでは放送の一方的な表示の問題です。これは例えば、今、アナログという表示が出ていることなどは、放送局からの表示の話なので、受信確認メッセージについても技術的にはそういった内容であろうと私は理解しています。

それと同様に、そういった表示をどのように放送局側が制御するかという技術は、私は一般的になっていると理解していますので、検討の中で特にそのことに触れられていたとは私は理解しておりません。前回検討した中で、そのことに特に何か触れている部分があるかどうかというのは、技術の担当の方にお伺いするしかないのですが、関さん、いかがですか。

では、藤沢さん、お願いします。

【藤沢委員】 今、ARIBとかTRの中で規定されているものに入っているかどうかという意味でしょうか。

【河村委員】 以前検討された新方式と言われているものです。

【藤沢委員】 まず、純粋に技術な話から申し上げますと、メッセージとコンテンツ保護のためのエンフォースメントというのは、技術的に全く独立とさせていただいていいようなものです。たまたま同じBCAS方式の中で両方とも実現できるものだったということだにご理解いただければと思うんですけども。今、この委員会の場ではコンテンツ保護のためのエンフォースメントについて議論してきたということで、私たちもそういう認識で参画してきたということです。

以前、似たような方式について議論していたことがあったのですが、それも、いわゆるコンテンツ保護のためのエンフォースメントに関する技術についてでした。それ

を実現する段階になったら今日のような状況になったのかもしれませんが、そのときにはそこまで進まなかったということです。私はそういうふうに認識しています。

【村井主査】 よろしいでしょうか。

【河村委員】 とりあえず……。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、椎名さん、お願いいたします。

【椎名委員】 いつものことながら、答申案の策定に関してはぎりぎりまでご努力いただいて、ご苦労さまと申し上げたいと思います。とりわけ取引市場に関しては、最後の最後まできめ細かく拾っていただきまして、ありがとうございます。

エンフォースメントに関してですけれども、やはりこれを拝見しますと、年内をめどにということもはっきり書いてありますので、スケジュールについては皆さん合意をされたということだと思います。その上は、放送事業者さんもメーカーさんも、まずは技術と契約の中身ですね、ずっと外側の骨組みしか我々は拝見していませんので、実際の中身について早く決めて、我々に見せていただきたいと思います。その後の実現に向けては、これ、もう何度も我々も申し上げていることですが、権利者としても、利便性の確保、あるいは利便性の高い方法論に関して決してネガティブに考えているわけではなく、基本的に賛成でございますので、拝見した上で、意見は申し上げますけれども、できる協力はしていきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。どうぞ、元橋さん。

【元橋オブザーバー】 エンフォースメントの話とコンテンツ流通の促進の話の2部構成になっていると、さっき村井先生がおっしゃいましたけれども、通奏低音というか、全体を貫くコンセプトは、ずっとこの委員会でやってきた、コンテンツへのリスペクトとか、クリエイターあるいはパフォーマーへの、実際に汗をかいた人への利益の還元がちゃんと図られるということ。そのためのエンフォースメントの議論であったり、コンテンツ流通の議論であったと理解しております。

特にエンフォースメントのことで言えば、地上デジタルへの円滑な移行、あるいはコンテンツ立国という視点から、ダビング10という一定のコンテンツ保護が必要だということがこの委員会でずっと語られてきたわけです。そのダビング10というコンテンツ保護のルールをより確かにするための仕組みとしてのエンフォースメント、ということであれば、B-CASにかわる、あるいはB-CASに追加的に加わるそ

の他の新しいエンフォースメントの仕組みが提起されたのはいいことだと思うのですが、提起されて中間答申が出るというのは決して終わりではなくて、あくまでも通過点というか、新しいエンフォースメントについてのスタートだと思います。もちろん今、椎名さんがおっしゃったように、利便性の高いエンフォースメントで、受信機器も多様なものが出てきて、それが普及につながっていく、それが低コストで実現する、ということはすごくいいことだと思うんです。

一方で、エンフォースメントの本来の役割、つまり、コンテンツ保護を確かなものたらしめるということをおざなりにするというか、そのレベルが低下してしまうと本来のエンフォースメントの役割を果たさなくなってしまうと思います。先ほど福田さんがおっしゃったことの繰り返しになりますが、年内をめどとか、あるいは2011年7月24日よりも早期にという数値目標、スケジュール感はもちろん、それはそれで大事なんですけれども、やはりエンフォースメントとしての効力、実効性をちゃんと担保していくということについても、ぜひ皆さん、引き続き関心を持ち続けていただきたいと思います。

また、今後の議論の中でも意見を言っていくと先ほど椎名さんもおっしゃいましたが、消費者委員の方も含めて、このエンフォースメントの議論が、技術方式ができて、契約ルールができて、あるいは実際に運用が始まるまでのプロセスの中で、このエンフォースメントでダビング10という我々が決めたこのルールがちゃんと守られることになるのだろうか。違法受信機が排除されて、善良な受信機をつくっているメーカーさんの活動がちゃんと守られるということも含めて、そのためのエンフォースメントなんだということを、ぜひ皆さん理解していただいて、今日が終わりではなくて、今後の議論も引き続きぜひそういう視点でお願いしたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 まず、エンフォースメントに関しましては、まさにTo Doリストと村井主査がおっしゃられたように、何を、だれが、いつまでにということに対して、ちゃんとその体裁が整って、この政策を推進していく上においての、「年内を目処に」という形のちゃんとしたターゲット、目標時期が入ったということに関しては非常に歓迎したい。また、ここまでの合意形成の上において、関係者の皆さんの努力に経緯を表したいと思っております。

ただ、なぜこの時点になって急に受信確認メッセージというものがこんなに話題になるのか、私はその背景はよくわからないんだけれども、ここだけちゃんと確認して

おけばいいんじゃないかと思うのは、おそらく、放送局の方から、受信機に対しては、これだけじゃなくてたくさんのメッセージが降ってくるはずなんです。それの中でこれだけを取り出すんじゃないくて、その他でもたくさん降ってくるはずですから、そのときに、端末がそのメッセージに対してどう反応するかということは非常に重要なことであって、そこに対して消費者が今不安を持っていることに対して、そういうことは無いんですよと。メッセージが降ってきても、その端末自身が認識をした後、端末自身がどういう行動をとるのか。そこにおいて、消費者心配しているようなことは無いんですよということがはっきり言えれば、これは問題ないんじゃないかと私は思っています。そのようなことがはっきり確認できれば、消費者の皆さんは安心できるのではないかと思うのですが、そのところはどのようなのでしょうか。

【村井主査】 このご質問についても後に補足していただくにして、浅野委員のおっしゃるとおりの趣旨で進めてまいります。それと同時に、消費者の安心の確保が下敷きになって技術開発をしていきますので、その中で、先ほども申し上げましたが、その内容に関しての議論となり得るポイントが、今後の運用の中で他の場との関係において議論になってくると思います。

そういうことがきちんとこういう部分を隠し立てなく表現する透明感が必要だと無理にお願いしたので、却っていろいろなことを、タイミング的に意識していただくことになってしまいましたが、基本的に、私はこの委員会にとってとても大事なことだと思っています。

技術的には浅野委員のおっしゃる通りだと私は思っています。

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。高橋さん、どうぞ。

【高橋委員】 もう1点、ライセンス発行・管理機関に関してご質問させていただきたいと思えます。

資料2では31ページ、先ほど小笠原さんからもご説明がありましたけれども、中立性、透明性を高める観点からということで、前回の私からの質問に答えていただいて、関係者について少し明記していただいたということですが、「たとえば権利者団体などコンテンツ保護に係る事業者の団体や、エンフォースメントに係る技術や諸法令に関する有識者、消費者等」とありますが、この「消費者等」が何を示すのか。この審議会の場である我々を指すのか、もっと違う、もう少し層の厚いところを指しているのか、少しそのあたりを補足して教えていただきたいと思えます。

それと、「設置に取り組む関係者」という表現なんです、設置に取り組む関係者

というのは、その後の設置機関ではないという解釈になるのでしょうか。どうも今までのお話の中からいきますと、この関係者というのは、放送事業者を主体としていわゆる当事者たちがつくる機関なのであって、その実効性を確保するために第三者も少し入れましょうねという感じにとれるんです。ここの組織がどういう形態をとるのかというのに私は非常に関心がございます。

まさに国策である地デジに関する機関ですので、ほんとうは政策機関であってもいいぐらいのものではないかと思っているんですが、独禁法を気にして、B-CASが1社だと違反だからほかがあった方がいいねと同様に考えているのでしょうか。それに対して、これも三尾委員から補足があったら伺いたいのですが、前回、この新方式が1つでもまずいんじゃないかというご意見があったわけなので、そんなたくさんつくることがそもそも効率的なのかということも含めて、この管理機関に関して、少し皆さんのご意見の交換ができたらと思っています。

私自身の考えとしては、透明性とか中立性ということを使うのであれば、きちんと監査が働くような組織にさせていただきたいと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。

今のはご質問だということなので、これも技術検討ワーキンググループの立場でどう議論がされているかということですが、一つのポイントは、このライセンス発行・管理機関の設置の議論の中、あるいは契約の内容を決めていくという中には、今ご指摘のあったようないくつかのご意見をきちんと入れる形で伺いながら進めるようにということがあります。一方では、これは機器のメーカーに対するエンフォースメントの契約になりますので、その時の当事者が参画するというのは立場が違うと言われておりますので、放送事業者等、つまり放送する側を中心にした関係者ということで書かれているのはそういう背景だと私は認識しています。そのプロセスに関心を持っていただけているようですから、ぜひそういう方のご意見が入るようにということまでできております。

それから、独禁法に関しまして、1つは、いくつかの役割があるかと思いますが、ユニークな鍵を安全に管理していくという、つまり、グローバルに——グローバルと申しまして、日本の話ですが、とにかく世界に1個しかない鍵をどういう風に間違いなく管理していくかに関して、IDの付与は本質的には一つのメカニズムでやらなければいけません。

一方では、それが事業として、あるいは業務として競争がどう入るか、どのように

作っていくかという議論はきちんと十分尽くさなければいけません。そういった意味で、組織の性格を議論していくということも含めて、至急年内に検討していただきたいということが、ここの技術検討ワーキンググループ、あるいは答申の中で述べられていることですので、今回、この間三尾委員からご指摘いただいたことを入れてありますが、そういった意味の技術的な背景があるということと、プロセスとして第三者の方々のご意見を入れること、あるいは、その放送事業者の主体性、つまり放送そのものと、それを受信する機器のエンフォースメントの関係、このあたりを鑑みてこのような表現になっていると私は理解しています。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【河村委員】 1点は、高橋委員のおっしゃったこととほとんど似たようなことになりま
すけれども、今後、設置に取り組むというだけではなく、監視していくという意味でも、消費者、ユーザーという視点は必ず必要かと思います。この技術ワーキングの検討過程というのは、私たちが技術がわからないから、の一言で済まされてしまうわけなんです。ただ、どうしても理解できるように話せないわけじゃないのに出てこない話もあるような気がしたりしています。最後に、今日、受信確認メッセージがなぜという話も出ていますが、そういうことも含めて、家庭でわかる話を——利害がすごく絡んでいるんだと思うので——あるべき姿を見られる視点を常に入れるために、消費者、ユーザーは必ず今後も入れていただきたいと思います。

浅野委員がおっしゃったことに1点だけ。少し誤解があるように思いますので。受信確認メッセージが来るんじゃないかとか、どういう管理がされるのかということは、もちろん消費者としてありますけれども、今ここで問題にしているのは、そういうことではなくて、地上波の放送にどういうエンフォースメントが必要か、新方式が必要かと話されてきた中には、いみじくも藤沢委員もおっしゃったように、エンフォースメントと受信確認メッセージとは全く別物であると。要するに、それはなくてもいい技術とも言えるわけですよ。受信確認メッセージのことではなくて、限定受信があるから受信確認が個別に出せるわけですから。それを使うか使わないかは運用の話ですが、私たちが問題にしているのは、そういう限定受信の機能を入れることにしたんですねと。それが、新しい方式としてよりシンプルなものを望んでいた消費側の意見と少し合わないような気がして、ご意見を申し上げているということです。運用でどうなるかということとはまた別のことを今申し上げます。

【村井主査】 限定受信？

【河村委員】 そのことじゃないんですか。

【村井主査】 受信確認メッセージと限定受信は、私の理解では違うと思いますが、受信確認メッセージはメッセージを出す仕組みですよ。

【河村委員】 出すだけなんですか。

【村井主査】 申し訳ないですが、もう一度閣議決定の文章、「検討する」の部分をお願いしたいと思います。

【小笠原コンテンツ振興課長】 文書は、「地上放送についても公平負担の徹底を図る観点から、何らかの受信確認メッセージの実施可能性について検討する」です。

【村井主査】 どうぞ。

【河村委員】 では、わかるところまで説明していただき、もし誤解しているのであれば、それは誤解であると解いていただけたらと思うんですけども、私の理解している受信確認メッセージといいますのは、だれにでも出せるものであるなら、受信確認メッセージを殊さら出す必要も技術としてもないわけで、この人には出したい、この人には出たくない、何らかのそういうことができるからこそ受信確認メッセージという言葉になっているわけで。そのようにメッセージを出すためには、個別の機器をアイデンティファイしなければいけないわけですよ。それを使うか使わないかは別ですけども、個別の機器をアイデンティファイすること自体が限定受信で、それがなければ殊さら受信確認メッセージと——要するに、すべてに降るようなメッセージであれば、そこに書くほどではないので、私の理解では、言葉として出てきていませんが、（限定受信と）それはセットですよ。

【村井主査】 わかりました。申し訳ございません。私の表現が十分ではなかったような気がしました。おっしゃる視点はわかります。今日説明させていただいたのは受信確認メッセージでして、今おっしゃったような限定受信をどうするかという議論は、別の場があると私は理解しています。地デジの普及を11年7月までにするために今回新たな方式の受信機をつくっていく中で必要な技術仕様についての議論で、そのことを今全くできなくしておく、別の場でその検討が進んでいったときに対応ができなくなる可能性があるだろうという懸念もありまして、そのような事態を想定して、仕様の中に受信確認メッセージが入っているということだと思えます。

今おっしゃったような視点、主張がいくつかあるかと思いますが、そのことに従ったスペックを今の時点で決めておくことは、少なくともこの委員会、あるいは技術検討ワーキンググループの中での範疇ではないと私は思っていますので、したがいま

して、その受信確認メッセージを検討してくださいという中で、今までとそこの部分
は変えていないという前提で、そういった機能がスペックの中に含まれることになる
だろうと、あえて抜き出して明記してあるということだと理解しています。

したがいまして、ご質問の意図は大体わかりましたが——わかりましたというか、
理解してきたような気がします。つまり、今の段階でそのことをどうするというこ
とをこの場で、少なくとも技術検討ワーキンググループの中での議論では、本委員会
にお諮りする内容の中に、それをどうすべきかは含まれていなかったと思います。そ
れは他の場所で検討されていると伺っていたからです。どうぞ。

【三尾委員】 高橋委員のご指摘に関連して、私の前回の発言の補足をしたいと思います。
独禁法違反の問題があると申し上げたのは、ライセンスの発行・管理機関が1社であ
るということではなくて、ライセンス発行機関が、例えば放送事業者や受信機メーカ
ーとライセンス契約を締結しますよね。その際に、例えばライセンス発行機関が1社
ですので、言うことを聞かない放送事業者、受信機メーカーについては一方的にライ
センス契約を解除できるというような条項がライセンス契約に入っていたという場合
は、これは明らかに独禁法違反です。ですので、そのライセンス契約を考える際に、
諸条件を独禁法や関係諸法令に合致するように検討しなければいけないという点で、
細かく契約条項を見る必要があるんじゃないかということから申し上げました。B-
CAS社1社であるということは、その可能性が非常に高いということになりますの
で、慎重に検討しなければいけないということになりますけれども、1社であるから
ということだけをもって、独禁法に違反するというわけではないんです。先ほど主査
がおっしゃったように、IDを付するという事は、チェックする必要があり、集中
的に管理する必要性がございますので、その点については合理的な理由があると思
います。ですので、契約内容をチェックして、その内容についても透明性を図った上で
合理的なものにすることが非常に重要ではないかという趣旨で申し上げております。

【村井主査】 ありがとうございます。

その他、何かございますでしょうか。どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】 三尾委員、補足ありがとうございました。よくわかりました。今のお話も
そうなんです、細かく契約条項を見るとか、私は組織形態のことを非常に気にして
いるわけなんです。速やかに設置について検討し、設置したら速やかに業務を開始す
るということになっているのですが、それに対してどう進むのかというのがよく読み
取れないんです。資料6を読みますと、具体的なプロセスが、「以上のような作業を

進めていくに当たって、放送設備の改修にかかるコストや時間など様々な検討課題が存在するので、そういうところで審議会として関係者に説明を求めたりしながら、所要の審議を行っていく」という条項が入っているんですけれども、適時・的確にできるのかということの担保がとられるのかということに対して、少し心配しているということが1点です。

また、管理機関に関しては、関係者が中心になってやることは確かなんですが、組織論と申し上げたのは、それをちゃんと監督する人たちが必要でしょうということと、その監督する人たちをさらに監査する仕組みが必要でしょうと、これは国家の大きなプロジェクトの中の一つですので、その仕組みをきちんとつくと、それを審議会として確認していただきたいということでございます。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、冒頭で、発言させていただいたように、いろいろなご意見が出た時に、技術検討ワーキンググループの関係のご質問が出たらそれぞれの方に伺いますということで、何人かの方にはもうご発言いただいておりますが、もし補足があれば、技術検討ワーキンググループに出ていた方……。私が全部答えていましたので、なんですが、一応、ワンラウンドしたいと思います。福田委員、もし何か補足する点がございましたら。

【福田委員】 補足はありませんけれども、メッセージは、今出たというよりは、今後出る可能性があるものについて、あらかじめ想定し得るものは何かということを挙げてあるんだろうと思います。したがって、先ほど事務局から説明ありましたけれども、この方式においてそれをとるかどうかについても今後の検討課題であると認識しております。規制改革の会議の答申においては、B-CASでいろいろなことができますねということが触れられておりますが、2011年デジタル化については、先ほどありましたように、公平の原則の観点からでありますので、この議論とは全く別の議論であろうと思います。

ただし、先ほど主査からありましたけれども、あらかじめ想定され得るものを挙げておいて、それをどういうふうに付加していくのかということについては非常に重要な観点かと思っています。その際ご説明ありましたとおり、コスト、時間に影響しないというふうにおっしゃっておりますので、それを前提に進んでいくものと思っております。

それから、これも答える立場にはないんですけれども、管理機関については、どう

いう形で設立し、運営するのがいちばんいいのかということがありますし、以前ありましたように、民間でつくるのか、あるいはそうでないものもいいのかということも含めての検討が1つ。さらには、だれがそこに加わって議論して審査をするのか。そのありようについて、外から審査をするのか、あるいは中から監査をするのかも含めて、相当な議論が必要だろうと思っています。

そういう意味では、この機関そのものもあまり大きくなってしまっただけでは意味がないので、簡素化しながらどうやってうまく回転していくのかということでもありますから、ここにありますように、相当数の、この中における関係者、さらには、高橋委員ご指摘のように、それ以外の方も入るのかどうかも含めて、重層になるかどうかは別にして、せつかくここまで来た議論ですから、公平に公開制を持ってオープンな対応ができるかということ担保できるのがいちばんいいと思っていますので、それはおいおいこの数カ月間において方向性が出されるのではないかと考えています。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。関委員、いかがですか。

【関委員】 先週もお話したとおりになるんですが、とりあえず、To Doリストのいちばん先にやらなきゃいけないのはこっちの方でございますので、頑張っていきたいと思えます。ライセンス機関のお話にしろ、いずれにせよ、さっき椎名委員がおっしゃったように、まさに「技術」と「契約」の中身、これがどういうふう運用されて、どんなものなのかというのが全くわからないところで、それを飛び越しちゃって、ライセンス機関はどうあるべきかといった話に行っちゃうと、どうしてもわからなくなっちゃうんだらうと思えますので、とにかくそのところはセットでございますので、なるべく早く案をお示ししたいと思えます。

これに関しては、31ページの最後のところに書いてありますけれども、この委員会で議論して、ここまで来ている話でございますので、実際にARIB、Dpaという立場も含めて、今後の検討の結果及びこの方向性でどうだろうかというようなことは全部ここでご相談し、ここで方向性を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。関係者全部が協力して進めていただかないと、何といたってもこのスケジュールではできないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。藤沢委員、いかがですか。

【藤沢委員】 ライセンス発行機関の透明性ということは、この委員会において、「基本

的な考え方」の、①の（２）にありますように、手続の透明性確保ということをごさ
んから言われていることを受けて、技術検討ワーキングの中で、本来ならライセンス
発行・管理機関は放送事業者だけでいいのではないかという議論もある中で、これは
いろいろな視点で参画していただいた方がいいのではないかと議論し、
「放送事業者等関係者」という文言にしたものですので、先ほど高橋委員がご懸念に
なったようなことはないんじゃないかと私は思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。田胡委員、お願いします。

【田胡委員】 やはり技術を早く決めるということと、ライセンス機関、これは特に契約
の中身、メーカーは契約される側ですので、ぜひリーズナブルな契約の中身にするよう
に、監視的な機関が必要ではないか、ということはワーキングでも申し上げておりま
すが、そういった第三者のチェックが必要ではないかと思っております。

それから、何よりも大事なのは、2011年7月24日までと書いてありますけれ
ども、「まで」ではなくて、いつ運用開始するかという時期について、どこまで目標
をつくっていくかが次の課題かと思えます。浅野委員がいつもおっしゃいますように、
完璧にコミットしたような目標は多分できないと思いますが、課題を整理し、かつ、
いつだったらできるじゃないかという共通理解を早急につくっていきたい。7月24
日には困りますので、二千何年の何月という具体的な目標を早く決めたいと思ってお
ります。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。

それでは、議論はこれまでとさせていただきます。私から、今日の午後の情報通
信の部会での答申案についてご説明をさせていただきます。いろいろなご意見を今日
も出していただきましたし、それから、皆様の事実関係のチェックや部会の意見など
のいろいろなご理解も踏まえた上で、中間答申の修正にコメントいただいて、この
委員会としては、以下の修正を主査に一任ということでご理解いただければと思いま
すけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

【村井主査】 ありがとうございます。

答申に、またいろいろなことを入れることができました。これも皆さんの様々なご
努力と、議論していただいたご意見の中などの多くの時間を費やしたプロセスの結果
です。改めて皆様にお礼を申し上げます。

取引市場では、関係者の方に、この委員会での議論に基づいた大きなステップをつ

くっていただいたと思いますし、そうしたことが答申に盛り込めたことは大変大きな意義ではなかったかと思います。また、いろいろな制度や、いろいろな方のご意見を聞くことは、この委員会の大きな方針であり、取引市場に関してそういうチャンスを持てたという新たなステップにも踏み出せたので、そうした意味からも、この委員会での皆様のご議論の意義は大変大きいのではないかと思います。

それから、エンフォースメント絡みの件ですが、これもいろいろな議論をしていただきました。

特に、技術ワーキンググループにつきましては、大変わかりにくく、そこで何を話しているのかわからないというご意見も何度かいただいておりますが、私もその間に入って双方の話をどのようにわかりやすく、透明に、言葉にしてこの委員会に持ってきていただけるか。やはり技術の中で、どうやったら動く、どうやったら動かないという、かなりディテールに及ぶ話をしますので、そのこと自身をわかりやすい言葉にするためにはどうすればよいかを関係者の皆様に、いろいろな努力をしていただき、その結果として、どうも結論がぼんと出てくるから怪しいという話になってしまうのかと思います。そうなることは重々わかった上で、何とかいい表現にならないかなと努力してまいりましたけれども、こういった努力は必要です。また、そういった場の設定の仕方等々も今後考えていくことができるのではないかと思います。また本委員会の皆さんにご協力をお願いすると同時に、技術検討ワーキンググループの方、本中間答申に至るまでにその回数やものすごく多くの時間を割いていただきましたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。

それから、今回答申しました中で、今、藤沢さんからもお話がありましたけれども、技術方式・運用規定の策定プロセスそのものは、それぞれ国民が主体となって責任を持ってやっていくことになってくると思います。先ほど高橋委員からご指摘があったように、本答申も、いわば国の政策として動かしていることですし、それから、すべての人が受信するという、この地上デジタルテレビのことを議論しておりますから、このことがどういう方向で動いていくのかということに関しましては、すべての関係者の方の目が届いて、ご意見を反映する機会があるべきだと思います。具体的なプロセスを明確にして、そのプロセスにどういう関係の方がどのような関わり方をするのかということ、今後も考えていく必要があると思います。今回の答申は、そういった意味でのご意見を反映して、課題があれば全員で知恵を絞って取り組むんだという姿勢がそれぞれのところに入っております。

このような全ての関係者が参加した議論になっているというのがこの場の大変貴重な点であると同時に、このプロセスを動かしていくためには、先ほどのお話にあるように、これから動いていく間にいろいろな知恵を出し合って、力を合わせる局面があるかと思しますので、それに関するご協力とご理解をぜひ今後ともお願いいたします。また、どなたかからご指摘いただいたように、中間答申が結論ではなくて、ここがまさに出発となります。

スケジュールに関しましては、前回、年内ということを私がつけ加えさせていただきましたので、大変心苦しいところはございますが実は、この委員会の途中で絶対言わないでと言ったのに、関さんは間違えて、前回のダビング10はウルトラCのスケジュールだったとおっしゃってしまったのですが、あれがウルトラCだとすると、今回はほとんどミラクルのようなスケジュール感になっているのではと思います。

さっき田胡委員がおっしゃったように、皆様の力を合わせることで、2011年7月にはきちんとその恩恵が形になっていかななくてはならず、できる限り早くという意味はそこにあると思いますので、そのことに対する挑戦をぜひ続けて参りたいと思います。現場、当事者の方にとっては、本当にこのスケジュールは極めて大変だとお察ししますが、こういう議論をしていただいたことそのものに感謝しておりますので、ぜひ今後の皆さんのいろいろな理解とご協力とご意見を、引き続きお願いしたいと思います。私から以上でございますが、事務局からいかがでしょうか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 長きにわたる審議、お取りまとめありがとうございます。

去年の中間答申以降数えてみますと、本委員会が16回、技術ワーキングは20回。何か1週間どこかで必ずこの会議に参加をお願いしていたということで、まことにありがとうございます。毎年毎年この答申を出すたびに、関係の事業者の方々、関係者の方々、先生のお言葉ではないですけども、ミラクル、ウルトラCということをお願いしており、まことに恐縮ではございますが、今回の皆様のご議論をぜひ生かし、今回お取りまとめいただいたものを踏まえて、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

ただいまお取りまとめいただいたものにつきまして、この後の情報通信政策部会で、村井主査からご報告いただきます。そこで主査にご一任いただけましたら、7月10日、総会で中間答申の運びになります。どうもありがとうございました。

【村井主査】 それでは、この会議を終了いたします。本当にありがとうございました。

以上でございます。

以上